

Title	外相グレー宛公使ホワード報告に現われた「トルコ単独講和問題」について：第一次世界大戦における一つの国際政治過程
Author(s)	早島, 瑛
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1977, 10, p. 1-33
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47977
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

外相グレー宛公使ホワード報告に

現われた「トルコ単独講和問題」について

——第一次世界大戦における一つの国際政治過程——

早 島

瑛

—

帝国主義は常に少数支配である。だがそれは、決して単一支配ではない。即ち帝国主義の時代とは一国家が国際社会を単独で支配し得ない状況である。そして国際社会を總体的に支配する一個の主権国家が存在し得ないところから、帝国主義列強の協商と同盟が生ずる。協商と云い同盟と称するもこれらは全て一の過程である。それ自体決して自己完結なものでも恒久的な存在でもない。結合は手段であり、その目的は支配の維持にある。このように一定の条件下に選択形成された結合関係が例えば三国協商であり三国同盟であった。一九一四年の戦争が双方の側よりする帝国主義戦争であることは、開戦二年を経ずして明らかにされている。しかしながら、この大戦が三国協商と三国同盟に整然と分れた二陣営に終始一貫して遂行され、かつ、この「双方の側」が固定的であったとすれば、それは皮相な観察である。協商も同盟も単に一個の選択された帝国主義列強の結合形態であり、それは特定の条件下に形成された一

つの段階にすぎない。問題はこの特定の結合関係を可能にする条件にある。いずれにせよ、条件の変化は結合関係に推移をもたらす。それは結合の強化であり得るし解体でもあり得る。一九一五年のイタリアと一九一八年のソヴェト・ロシアはその著名な事例であった。

帝国主義を国際政治過程として把握するとき、国際政治過程の主要な規定要因としての帝国主義列強の結合条件と結合形態や条件の変化とそれに伴う結合形態の推移に関する研究は重要である。ところで結合条件は少数支配内部の対立関係と、支配する少数に対する被支配多数の対抗関係から生ずる。そしてこの二つの関係は相互規定的である。即ち国際政治過程においては、少数支配の超克を目的とする被支配多数の主体的条件形成と、支配の維持を目的とする支配少数自体の条件形成が競合錯綜する。そのうち特に後者に関して云えば、その条件形成の一つの場が外交過程である。もとより外交過程は国際政治過程そのものであり得ない。だが、それは国際政治過程の一個の主要な構成部分を形成し、支配の維持を目的としてそれ自身主体的な条件形成を行う帝国主義列強の個別的な性格が具体的に現出する場である。まさにこのような意味関連において外交過程の研究が帝国主義研究における独自の領域を形成し得るのである。他面において、帝国主義の外交過程は、本質的にその過程から被支配多数を排除する。帝国主義外交が常に秘密外交である所以である。そしてこの秘密外交が、帝国主義戦争としての第一次世界大戦において、その古典的時代を形成したことは周知の通りである。この大戦は、帝国主義列強の結合形態の法的な具体的表現である秘密協定と単独講和にむけての秘密接触、秘密交渉の連続であった。云うまでもなく、秘密協定と単独講和は共に結合形態の強化と解消を目的とする。これらはまた、戦争継続のための手段でもあった。この大戦で、別な手段をもってする戦争の継続としての単独講和の現象が現出したことは特に留意さるべきと思われる。

現在の研究段階においては、第一次世界大戦の国際政治過程の研究は進んでいるとは云い難い。旧くからみられた国家主義的見地からの戦争責任論はもはやみられないとしても——但し現在のフィッシャー論争においてもその後遺症は認められる——秘密協定と単独講和の問題を、帝国主義列強の結合形態の推移に基く少数支配の構造変化に関連するものとして考察する課題は未解決のまま残されているように思われる。秘密協定と単独講和の問題は、戦争の全体化と最初の社会主義国家建設が行われる過程としての第一次世界大戦の帝国主義戦争の性格規定に無関係ではあり得ない。にもかかわらず、この問題を含めて、第一次世界大戦の国際政治過程の研究が遅れているのは、確かに、従来の帝国主義研究で経済決定論の比重が高かったことによる。だがそのみならずこの領域における研究が遅れているのは、従来の帝国主義研究が、帝国主義の少数支配の事実の強調のみで満足し、ややもすれば国際政治過程における外交過程の研究を敢えて軽視、否、蔑視していたことにも起因するのではなからうか。第一次世界大戦の国際政治過程の研究においては、今後、帝国主義列強の結合条件、条件の変化とそれに基づき結合形態の推移に関し、個々の事例に即して考察を積み重ねていく必要があると思われる。この小論は、だが、上述の課題を直接的に果すものでも、単独講和と秘密協定の問題を全て論じようとするものでもない。ここでは上述の問題提起をふまえて、第一次世界大戦の国際政治過程に現われたそれ自体は極めて些細な現象である一個の「単独講和問題」を扱う。この「問題」は帝国主義列強の結合形態に直接の変化を及ぼすことなく終った性格上、むしろ国際政治過程の規定的要因にもなり得なかつたものである。にもかかわらず、ここには一個の単独講和交渉に至る秘密接触の過程で現れた帝国主義列強相互の特異な錯綜関係の一つの事例がある。即ちこの小論における主要な関心は、単独講和(不)成立の要因ではなく、むしろその過程に現れた帝国主義列強の結合形態の内的状況の一断面である。

第一次世界大戦二年目の秋九月、北歐の中立国スウェーデンの首都から、イギリス外相グレーに対して、交戦敵国トルコの単独講和に関する極めて奇妙な情報もたらされた。報告者は公使ホワード Esmé William Howard。その内容はこれを要するに、スウェーデン駐劄トルコ公使ムスタファ・シェキブ・ベイ Mustafa Chekib Bey が、協商諸国に対する自国の単独講和の可能性を示唆した、と云うにある。周知のように、特に一九〇八年の青年トルコ党の革命以来、英仏を圧したドイツ帝国主義のトルコ進出と、一九一四年八月二日の独土秘密同盟にもかかわらず、なお中立を維持し続けていたトルコが同年一月の初に結局独逸側に立つて参戦するには、「トルコ国籍」のドイツ巡洋艦によるロシア黒海沿岸砲撃の既成事実が必要であった。またドイツがトルコに期待したのが、軍事面におけるダーダネルス・ボスフォラス海峡の封鎖と、イスラム世界に対する「神聖戦争」宣言の効用であったことも、これまたよく知られている。他方、協商国側に関しては、交戦敵国となったトルコを、「フサイン・マクマオン協定」や「サイクス・ピコ協定」等で分割せんとする戦後構想の政策がとられたことがつとに著名であるが、特にこの小論に關して云えば、一九一五年三・四月の英仏露秘密協定（「コンスタンチノープル協定」）が重要である。これによりロシアは、その垂涎あたわざるコンスタンチノープル（イスタンブル）と「海峡」の獲得を英仏より保障されたのである。上述のホワード報告に先立つ僅か六ヶ月前のことであった。即ちここにみられるトルコの三国同盟と三国協商の間の存在は、トルコが一方においてはヨーロッパ諸列強の帝国主義の客体としてのオスマン帝国であり、他方では「神聖戦争」の名において動員し得る（と考えられた）被抑圧民族をかかえたオスマン帝国主義である性格をよく示

すものであった。ところで、一九一五年の戦局は、決定的な様相をもたなかったが、一般的に独逸側に有利に展開した。西部戦線では基本的には依然として膠着状態が続いていたが、東部戦線では二月にドイツ軍による東プロイセンの完全回復が行われ、要都ブルシミスルが一時ロシア軍の手に落ちたものの、七月、独逸軍が夏季大攻勢を開始するやロシア軍は後退に後退を重ね、既に八月五日にワルシャワ、同二五日にはブレスト・リトフスクが放棄され、バルト海沿岸方面でも八月一八日にはコヴノが、九月一八日（即ちホワード報告到着二日後）にはヴィルナが攻略されるに至った。トルコが直接国境を接するバルカンでは、ホワード報告の時点では、ブルガリアもルーマニアもお中立を維持しており、ロシアとの直接連絡を目的とする英仏のガリポリ作戦は膠着状態のままなお続行中であった。が、その一ヶ月後には状況は急変する。ブルガリアの独逸側への参戦に続いてセルビアは中欧側に席巻され首都ベオグラードは陥落、ベルリンからヴィーンを経てコンスタンチノーブルに至る直接連絡線が初めて完成した。逆に協商側はガリポリ作戦を完全に放棄せざるを得ず（一九一六年一月）英・仏・露の直接結合は失敗したのである。即ち、一九一五年九月におけるトルコ単独講和は、少くとも軍事上の側面において協商側の歓迎すべき事態であったのである。トルコが戦線から離脱すれば「海峡」を通じてのロシアに対する英仏の軍事援助は可能となり、インド兵のスエズ運河通航は完全に保障され、メソポタミア戦線とアルメニア戦線から解放される兵力は東西両戦線における協商側の増強をもたらすはずであった。だが、問題は政治的側面にある。ロシアは英仏が保障を与えたコンスタンチノーブルと「海峡」の獲得を放棄できるか。英仏は別なる対露保障でロシアとの結合関係を維持せんとするのか。トルコはその首都「海峡」を失っても単独講和締結に至り得るか。しかして、トルコにおいては単独講和への前提が形成されているのか。陸相エンヴェル・パシヤの下にある親ドイツ派の政治指導が親英仏派にとって代わる可能性は存在し得るの

か。そもそもこの「トルコ単独講和」のイニシアティブは奈辺より出たのであろうか。

ホワード報告をみるに明らかな如く、その情報源はスウェーデン駐割公使内田定槌であった。いまま少し詳しくこれを見るに、内田よりホワードが得た情報によれば、交戦国としてのトルコの将来に関して甚だ悲観的なシェキブは、たとえ戦争が独壊側の勝利に終るとしてもトルコは崩壊せざるを得ず、この破滅を防ぐのは協商諸国との単独講和以外にない、と確信している。協商諸国がトルコとの単独講和交渉に入る意志を有するか否か確報を得たい。もし、協商諸国においてその意志ありとすれば、かれシェキブはその個人的に関係の深いドイツ駐割トルコ大使と連絡をとり、本国に働きかける考えである。必要あれば自らベルリンに赴く用意あり、云々。これに続いてホワードはグレーに対して、シェキブのトルコ単独講和への示唆が全く個人的なものか、あるいはそれ以上のものによるのかは内田の情報では不明であること、但し、ホワード自身はシェキブが現在に至るまで本国の青年トルコ党に何らの好意をも有していないことは確言できること、それ故、今回の件の背後に、本国における反青年トルコ党のグループの存在が推定され、これがシェキブをして単独講和の可能性を示唆せしめたことが一応考えられること、を伝えた。ホワードはシェキブにより示唆された単独講和の可能性をそれほど高く評価しないまでも、シェキブの反青年トルコ党の態度に着目して、かれと本国の親英仏露線の結びつきを推定したのであった。

三

トルコ単独講和の最大の問題が大戦前からつとに著名な露土の対立にあることは明白である。しかも「コンスタンチノーブル協定」において協商側三国がトルコの犠牲の上にその帝国主義的結合を強化している状況においてやに

ある。ホワード報告をうけてグレーがまずロシア外相サゾノフの態度を打診したのは当然であろう。九月一七日午後ペトログラードへ大使 ブキャナン 宛訓令が発信され、ホワード報告の内容につきサゾノフの見解を求めるよう命ぜられた。グレーはこの訓令において、ブキャナンがまずサゾノフに確信されるべき事項として二点を挙げる。第一、ストックホルムのホワードは、英仏露三国間に「秘密に保たれているコンスタンチノーブルと海峡についてのロシアに対する約束」の存在を知らないこと、第二、しかししてグレー自身、この「約束」に反するが如き政策をとる意志を有しないこと、これである。グレーとしてはサゾノフに対し、三月の保障を破棄する考えのないことと、ストックホルムでの接触の過程で「コンスタンチノーブル協定」の存在が明るみに出る恐れのないことを知らしめた上で、ロシアがはたしてトルコ単独講和の交渉に入る用意がありや否や、又、その条件如何を打診したのである。仮にロシアがトルコ単独講和を自ら必要としないまでもこれを歓迎する態度に出るのであれば、英仏としてはトルコに対して「コンスタンチノーブル協定」を如何に処理するかを問題とせざるを得ない。首都と「海峡」の割譲を前提とする単独講和にトルコが入り得ないのはあまりにも明白である。如何なる形態において露土間の対立点は調整され得るのか。

然して、三国協商側で最も弱体でドイツとの単独講和の可能性の強かったのがロシアである。バルト海とダーダネルス・ボスフォラス海峡で英仏との直接の連絡を切断され、ロシアの軍事能力は戦争が進むにつれ日々低下していた。その軍需工業のたち遅れと国外からの武器弾薬補給線の切断がロシア軍の戦闘力とその士気に如何に強く影響を及ぼしているかはロシア駐在フランス大使パレオロークが克明に記録している如くである。国内における革命的状況の進展、戦線における戦力の低下、ロシアの三国協商からの離脱の風評——これらが、英仏をして例えば一九一五年に入

いては「コンスタンチノーブル協定」の如き新たな条件形成により結合を強化し、ロシアがドイツとの単独講和に入

らんとするを阻止せんととの態度をとらしめたのである。事実、既に一九一五年の初頭以来、独露単独講和の接触が繰り返し行われていた。特にデンマークの海運業の指導的地位にあり独露の上層部に關係の深いアンデルセンを仲介とする事例が著名である。かつまたドイツはロシアにおける革命的状況形成の目的で、例えばコーカサスの少数民族と、あるいはロシア革命党各派との接触を進めていた。このような状況に直面してロシア外相サゾノフが、ロシア側からの先きの三月の保障を放棄してもトルコとの（ひいてはドイツとの）単独講和を歓迎するか否か、これがグレーの最大の関心事であつた。同様の訓令は同時にパリに向けて大使バーティにも発信され、フランス政府の反応打診が命ぜられた。

ところで、ホワード報告の内容が奇妙なのは、報告内容に関する限りそこに現われた「トルコ単独講和問題」のイニシアティブが奈辺にあるかが判然としないことであつた。このことは上述のブキャナン宛訓令の決定過程で既にイギリス外務省内で問題とされたことであつた。なるほどホワードはその報告において、情報源が内田にあることを明確にしている。然して問題は、報告中にある「内田は（シェキブに）かれの見解として、いまトルコを救うことのできる唯一の方法は、連合国側との単独講和にありと考えると述べた。（これに対して）かれ自身久しく和平論者であつたトルコ公使は、これは（即ち、この内田の考えは）まさにかれ自身の見解でもあると答え、（内田に対して）連合国政府がこの方向に即して何らかの提案を受け入れる用意があるか否か（かれホワードに）打診するよう求めた」の個所にあつた。ここに表現されているシェキブの言動は如何なる程度までトルコ公使の和平への意志と対英接觸要請を代弁していたか。ホワードがその個人見解で、本件の背後にあるいは本国の反青年トルコ党のグループあり、としたのに対し、イギリス外務省でホワード報告を検討した担当官は、大胆にも逆に、これは内田個人のシェキブに対

する働きかけの結果であろうとした。担当官覚書に云う。「ホワード氏自身、一九一四年の（ストックホルムにおける）外交使節についての報告の中で、シェキブ・ベイについて知るところ少ししながらも、日本公使たる内田氏に
関しては「仕事がないときには落ち着いてはおられない程の活発な精神の持主である」⁹ an active minded man
who felt restive at lack of work」と述べている。それ故、本件はむしろ後者（内田）の作品（officialness）と
考えるべきであろう」云々。グレーは外務省内のこうした見解をふまえた上で、なおかつ、イギリス側からの対露保
障の再確認を前提にロシアの対英対仏結合関係に変化あり得るや否やの確認を得んとしたのであった。ところがホワ
ード自身、九月一八日正午近く到着した報告で、一七日の内田との会談から、今回の「トルコ単独講和問題」は内田
自身が作り出したものであることが判明した、と伝えてきた。¹⁰ 即ち、イギリス外務省の担当官の大胆な推論の通りで
あった。さらにこの会談で明らかになったことは、内田の働きかけに応じたシェキブの理由である。それはシェキブ
が、コンスタンチノーブルの独露共同管理案を基礎とするとの独露単独講和に関する情報からトルコの将来を絶望的
なものとも見たことによる。しかも、この独露単独講和に関する情報はそもそも内田がスウェーデン駐劄公使ネクリュ
ドフから得たものであり、これをシェキブに伝えたものであったのである。同日遅く入ったホワードからの続報は、
シェキブが、ドイツ軍のトルコへのブルガリア通過を認めたとするトルコ・ブルガリア協定の締結の情報を信じて打
撃を受けており、この状況ではシェキブのベルリン行は全くのナンセンスである、と伝えてきた。¹¹ 他方、パリのバー
ティイから一八日、フランス政府はいまだその態度を明確にしないが「単独講和問題」と「コンスタンチノーブル協定」
を別個に考えているように思われる。さし当りはロシアの反応を待つ態度である、と報告が入った。¹² 即ち、フランス
外務省はこの問題に積極的に関与する意志はなかったのである。

ロシアの態度はどうか。九月一五日のグレー宛ホワード報告の内容は一日遅れて公使ネクリュドフよりサゾノフにも伝えられていた。ネクリュドフがホワードの一日遅れで内田から同様の情報を得たのである。この「ネクリュドフ報告」の内容がトルコ単独講和すべしとの内田の言を受けたシエキブがそれはまたかれ自身の見解だ、と応じたとのくだりに至るまで「ホワード報告」に一致しているのは当然である。ネクリュドフはシエキブの態度の独自性に疑惑を抱き、サゾノフへの続報で、格別に切れ者とは云えないシエキブが本国の青年トルコ党のバックもない外交官として万事が消極的に行動している状況で、単独講和へのイニシアティブをとるとは考えられないと判断した。シエキブの背後に一度は反青年トルコ党のグループを推定したホワードと異なつて、ネクリュドフは、この問題は内田のシエキブへの働きかけの結果とみるも、その際、内田が本国政府の訓令に従つていないことには疑問をもつ。むしろかれは、内田の行動は本国における「何らかの影響力を有する」グループによるのではないかと推定する¹⁴。ここで推定されていたのは内田の背後にある本国での親独派の存在とこのグループの独塊側との結合の可能性である。この推定は、大戦中の内田のストックホルムにおける日独単独講和秘密接触に関する従来の研究文献に現われた「推定」に比して興味深い¹⁵。ネクリュドフはまた他方で、シエキブがこともあろうにベルリンのトルコ大使と連絡をとろうとしていることに最大の疑念を持つ。それ故にネクリュドフは、あるいはこの問題はドイツ政府の了解の許に行われた「陰謀」¹⁶とも解し得るとサゾノフに伝えている。ただかれもホワード同様、この問題にそれほどの重要性を認めないことで一致していた。早くもその翌日かれは、シエキブ自身がブルガリアによるトルコ鉄道の「占領」の報と目前に迫つてきた独塊軍のセルビア攻撃（その目的はトルコとの直接連絡線の確保）に直面して、トルコ単独講和は望みなしと判断している旨を伝えてきた¹⁷。こうした情報によりサゾノフが、トルコ単独講和の可能性なしとしたのは当然である。こ

の九月の段階でサゾノフがトルコ単独講和そのものを歓迎したか否かは明らかでない。しかしその際かれが、「コンスタンチノープル協定」をある程度犠牲にしてまで単独講和に入る考えがあつたか否かについては、むしろこれを否定的にみるべきと思われる。いずれにしても、ブキヤナンが得たサゾノフの回答は、ロシア外務省はこの問題に何らの意味も見出さないこと、恐らくこれはストックホルムのドイツ公使のアイデアから出たものと推定していること、¹⁸ これに報じるブキヤナンの電報がグレーにもたらされたのは一九日、その翌二〇日にはグレーから在仏露大使に続いてストックホルムのホワード宛、本件はドロップさすべし、との訓令が打たれた。¹⁹

この「トルコ単独講和問題」が信を置くに足りないものであることは、こうして英仏露三国政府に等しく判断され、とりわけイギリス外務省においては内田のシェキブに対する能動的な外交を正確に見通していた。この「問題」は然して当初より崩れるべくして崩れたのである。だが、ここに現われた外交戦争の問題の核心はそこにあるのではなかった。グレーが九月一六日から二〇日まで、この「問題」によって、「コンスタンチノープル協定」で表現されたトルコ分割政策と単独講和問題で必然的に生ずる対トルコ「講和政策」を如何に調和させるかの課題に直面することを迫られたことは、帝国主義列強の結合形態の前提が如何に流動的であるかを示すものである。この問題は結局落されるべくして落されたとは云え、帝国主義列強の結合関係が内蔵する矛盾対立の過程で、交戦敵国との単独講和の問題が交戦國との秘密協定に常時触れざるを得ない様相を浮き彫りにしたものであった。とは云え、この「問題」の核心はなおそこにのみ存するのではなかった。問題は——次に考察する如く——イギリスの対ロシア政策を含む戦時外交にあるのではなく、それとは別なる次元に存したのである。

「トルコ単独講和問題」のイニシアティブが内田の能動的積極外交にあったことは、ロンドンにおいてもストックホルムにおいても指摘された通りであるが、そこでは内田のモチーフの所在については追求されずに終っている。ところでこれを解く鍵は一応内田のシェキブとの関係にあるかのようである。両者の親交はホワードとネクリュドフがともに本国政府に報告している如くであるが、内田にとってシェキブは、国際法上交戦敵国であり外交関係が断絶している独逸二国に関する情報源の一として重要であった。周知のようにストックホルムは中立国スイスのベルンと並んで交戦各国の外交官が公式非公式に接触を行う外交戦争の最前戦だったのであり、この中でスウェーデン駐劄公使たる内田の肩には独逸からバルカンさらには北欧の情報収集の任が課せられていた。ノルウェー公使の職は以前からスウェーデン公使の兼任であったが、さらに、これまでオランダ駐劄公使兼任であったデンマーク公使の職が大戦中に内田の兼任に変更をみた。内田の情報収集に協力したのは、日本名誉領事を務めるストックホルムの富豪リントベルクである。リントベルクがときに行うドイツ旅行は、内田にとって有益であった。これに加えてシェキブとの常時接触は、シェキブの性格とトルコの状況からかなり制約されたものとは云え、一つの重要な情報源であったのである。

国際法上、この二公使の母国は微妙な関係にあった。二国がそれぞれ双方の相手側に立つて参戦した事実にもかかわらず、二国間には宣戦も敵意も戦闘行為も存在せず、国際法上所謂交戦状態は成立していなかった。だが他面、大戦前すら二国間には正式の国交は樹立されていなかった。即ち、平時戦時を問わず、二国間の外交関係は存在しなかったのである。この二公使は、その住居が同一建物にあることから、内田の日記に表われているように、常時合

会談を重ねていた。一九一四年九月二二日「本夕土耳其公使ト共ニ Opera ニ行き……」²⁰一〇月八日「午後七時半ヨリ土耳其公使及書記官ヲ招キ晚餐ヲ供ス。」二月五日「午後七時半ヨリ M. et Mme. Sager ノ晚餐会ニ行ク。来会者ハ土耳其公使 Chekib Bey……」一九一五年三月二日「午後十時頃土耳其公使ヲ訪問ス。」三月二二日「土耳其公使来訪、奥国公使会见ヲ求ムルコトヲ通ス。」四月五日「本日午後四時土耳其公使館ニ於テ奥国公使 Count Hadik ト会談ス。同氏ハ日本ハ此際独逸ニ講和スルノ意ナキヤト問フニ附日本ハ日英平和条約ノ規定ニヨリ英国ト別ニ講和出来ザル旨ヲ答フ。」四月九日「午後三時三十分頃土耳其公使来訪シ Dardanelles ノ件ヲ談ス。」四月二二日「午後土耳其公使ト会談ス。新任独逸公使 Baron von Rucius [= Lucius] 本日国書ヲ捧呈セリトノ報アリ。」六月十一日「土耳其公使来訪、午後十時頃ナリ。」三月から四月にかけての記載に現われたオーストリー・ハンガリー単独講和の問題は別に論ずる必要があろう。²¹ここでは外交戦争の過程で内田の占める位置がことのほか重かつたことを確認するに止める。

こうした状況で九月に入ると内田の外交は一段と活発になる。即ち「ホワード報告」発信の前日九月一四日「午後八時半土耳其公使ヲ訪問ス。単独講和ヲ勧告ス。公使大ニ同意ヲ表示シ必要ナレバ独逸ニ於ケル土国公使ニ相談ノ上実行ヲ試ムベシト附ス。」その翌日の一五日「午前十時頃、英国公使ニ電話ヲ掛ケ正午十二時我公使館ニテ会见ヲ約ス。同刻 Howard 来館ニ付、土国ト単独講和ノ件ヲ相談ス。午後二時半仏国公使ヲ訪問シ全件ヲ相談ス。午後四時テニス。」「ホワード報告」に現われた「トルコ単独講和問題」は内田の「作品」と断じたイギリス外務省の判断の正確さが、こうして内田自身の証言で裏付けされるのであるが、ここにはまだ内田のモチーフを解く鍵は現われていない。

いま続けて日記をみるに——九月一六日「午後四時露国公使 Nekjudow [= Nekjudow] 来訪、土耳其ニ関スル件及独逸単独講和ノ件ニ付談ス。」九月一七日「午前十一時四十分頃、英国公使ニ面会、土耳其公使何時ニテモ伯林ヘ向ケ

出発ノ筈ナル旨ヲ告グ。全公使ハ既ニ本件ヲ伊国公使ニ告ケタリト云フ。午后仏国公使来訪ス、全件ニ関スル用談。伊国公使来訪ニ付全件ノ顛末ヲ談ス。午后八時半土耳其公使ヲ訪問セルニ全公使〔数字判読不可能〕独逸ガセルビイヤ、ブルガリヤヲ經由シ土耳其ニ軍隊ヲ送ル報知ヲ得テ此際土耳其ヨリ单独講和ヲ求ムルコトハ全く絶望ナル由語ル。本件ニ付テハ互ニ秘密ヲ約シテ去ル。上述のホワードとネクリュドフの本國宛報告にも現われていたシェキブが自ら单独講和は不可能と認めたのは九月一七日午後八時半の内田との会談においてである。九月一日「午前十一時五十分頃英国公使ヲ訪問シ土耳其公使ト昨夜会談ノ次第ヲ告グ。英公使ハ本件ヲ此僅ニシテ後日形成変化ノ時再ビ利用スルノ余地ヲ止メ置クベシト答ヘタリ。午后四時半頃露国公使ニ面会全件ヲ告ゲ尚帰途伊国公使ヲ訪問シ本件ヲ告ゲタルニ、右ハ土耳其公使ガ其責任ヲ逃ガルル爲此言ヲ爲シタルニアラズヤト云ヘリ。仏国公使ハ不在ニテ面会〔数字判読不可能〕。本件ノ顛末ヲ本省へ報告ス。午后七時ヨリ例ノ通り会見ス〔意味不明〕。陽子ト九時半頃伊国公使ノ許ニ行キ bridge ヲヤル。午前一時頃帰宅ス。上述の通りネクリュドフがサゾノフへの報告の中で、内田の背後にあるいは政府外部の有力筋あるか、と推定しているが、これは内田がこの「問題」の「顛末」を外務大臣に報じているところから判じてても誤認と云えよう。いずれにせよ、日記に明らかなる如く、シェキブ自身がトルコ单独講和は見込みなしと認めている態度を報告する英露二公使の情報源は等しく内田であり、この「問題」をめぐる英仏露の外交過程は終始一貫して内田のストックホルムにおける「活発な精神」より出ていることは明白である。だが前述の如くこの「問題」がなおそこに求められるべきでなく、いわんや内田の「テニス」の前の午餐中のシェキブへの「勸告」がグレーをしてサゾノフに「打診」せしむるほど効力を有した、との事実の指摘で満足すべきではないとすれば、この外交戦争のモチーフは奈辺に存するのか。

ストックホルムにおける交戦各国公使間の外交戦争に現われた様相は、内田日記にもありありと伺える如くであるが、これが帝国主義列強の結合形態の流動的状況の先端的現象であることは、云うを待たない。このように一個の行動（例えば内田のトルコ公使への「勧告」）が他の行動（例えば英外相の露外相への「保障確認」）に連鎖反応を引き起すのは、帝国主義における少数支配の結合形態の緊密性と相互対立関係に基く。然して、内田のシエキブに対する「問題」の原点としての行為、即ち、グレーをして「コンスタンチノープル協定」の妥当性と有効性に危惧の念を抱かせる直接の要因である内田「勧告」が行われた所以は、だがトルコ単独講和そのものにはなかつた。それは既に引用した内田の日記において、ホワードとの会話内容を再現する項には現われていないが（即ちホワードとの会話では言及されることなく終っているが）ネクリュドフとのそれに明白に現われている（即ちネクリュドフには言及している）一件の中に隠されていたのである。九月一六日の日記における「土耳其ニ関スル件及独逸単独講和ノ件ニ付談ズ」の条（前出一三頁参照）がそれである。ここに第一次世界大戦におけるドイツの単独講和政策にかかわる問題の一端が現われている。ドイツ単独講和問題とは、一には特に独露単独講和問題であり、二にはそれへの前提として又は付随的に若しくは独自の現象として現われる日独単独講和問題であつた。

そもそも「トルコ単独講和問題」をめぐる外交過程において、ドイツ単独講和の問題が併せて言及されることはなかつた。ネクリュドフにおいてすらサゾフへの報告に記すところがない。僅かに「トルコ単独講和問題」はベルリンから発せられたドイツ政府の「陰謀」かと推定している個所（前出）が、ネクリュドフに対する内田の「独逸単独

講和ノ件」の所在を窺わせるに足る。グレーもまた政策決定に当り、専ら「コンスタンチノール協定」との関連性を問題にした。ただネクリュドフに関する限り、日記の記載には「土耳其」が「独逸」と並んで現われている。即ち内田の行動範囲においてはロシアに関する限り「土耳其」が「独逸」と共にあり、換言すれば前者は後者との関連で存在したのである。これを解く鍵は、この「トルコ単独講和問題」に並行して展開していたドイツの対日接近政策にあった。即ち、一九一五年九月の内田の行動は、独露単独講和の秘密接触の中で重要な位置を占める日独接触の過程で現われたものであった。一步進めて云えば、内田の「勸告」は日独接触の一所産だったのである。

三国協商側に立つて参戦していた日本が、大戦中執拗に試みられたドイツの接近政策を完全に拒絶できなかったのは、大戦終結の際に孤立する危険を避けるべく、如何なる形態であろうともそれが全面講和に連なると考えられる限りドイツの単独講和に無関心たらざるを得ない日本帝国主義の結合形態の弱体性に基く。²²ドイツがロシアと並んで日本をその単独講和の客体を選択したのは、この日本の弱体な結合関係を一つの手がかりにしたからである。その対日本単独講和政策においては非公式の外交ルートの外に、東アジアに強く利害関係を有するドイツ金融界や重工業界さらには海運業界などもつ対日ルートが活用された。²³そのうちの一つが一九一五年七月に始まるハンブルクのヴァーブルク銀行頭取マックス・M・ヴァーブルク Max M. Warburg の内田との接触であった。内田日記七月一〇日「午前十一時独逸人 Warburg ナル者来訪ス。日本公債利子払ノ件ニ付高橋男へ相談ヲ依頼セリ。」七月一六日「Ham-burgノ銀行家 Warburg ノ件ニ付本省へ公信ヲ発ス。」戦争中にもかかわらず日本公債利子支払は行われ（一九一五年一月）たのであるが、これがその後不履行となったためヴァーブルクの打診となったものである。そしてそれによつて生ずる日独接触ルートがドイツの対日接近政策の中で活用されたのであるが、ヴァーブルクを介しての接近が行わ

れたのは、この公債利子支払問題で特に名が挙げられている日露戦争期の日本銀行副総裁高橋是清との関係を生かす意図があったからである。ヴァーブルクの「回想録」と高橋是清の「自伝」²⁴にも明らかなく、この両者の関係は、日露戦争中第一回公債の半分五百万ポンドを単独で引受けた米国金融界のヤコブ・シフの仲介で生じた。それ以来両者は「商売を離れて談ずる」²⁵程の親交関係にあった。ヴァーブルクのシフを介しての対日関係の深さは、一九一四年八月、日本中立維持に努力するドイツ政府がこの目的でヴァーブルクを介しシフに對日働きかけを要請したほど深いものであった。²⁶第一次世界大戦中、ドイツがその対日単独講和政策において、こうしたヴァーブルクの（とりわけ野党にあるとは云えなお財界で指導的地位を占める高橋是清との）関係に期待をかけたのは当然であろう。内田との接触を終えた日ヴァーブルクは外務次官チンメルマン宛ての報告で「私はこの方法（利子払問題）でかれ（内田）との接触（のルート）を打立てた。今後かれが私に伝うべきことあればその機会はいつにでも作られることになった」と自信満々に語っている。²⁷いずれにせよ内田がヴァーブルクに示唆した如く、遅くとも約二ヶ月後には高橋是清からの回答がもたらされるはずであった。ドイツはこうして成立したヴァーブルクと内田のルートを活用して、対日接近のチャンネルを増し、翌年一九一六年三月末にはさらにルール重工業のシュテンネスをストックホルムに送り込んで、遂に日独公使レベルの秘密接触へと発展せしむるのである。²⁸内田がシエキブに「単独講和ヲ勧告」したのはこうした背景をもつてであり、それはヴァーブルクに對して高橋是清からの回答がもたらされるべき時期に當っていた。

内田の「勧告」の直接的契機は、その前日九月一三日に名譽領事リントベルクから得た情報であると考えられる。

内田日記九月一三日「午后三時半名譽領事 Lindberg 来訪ス。露国及独国旅行中ノ見聞ヲ談ズ。」その際、東部戦線におけるドイツの進出が談じられたであろうし、ドイツのバルカンにおける状況に関連してトルコとの関係が論じられ

たであろう。いずれにせよ、内田が来るべきヴァーブルクとの接触で日独関係が談じられる前にドイツの同盟国トルコの態度を打診しておく必要を考えたと思われる。内田はまたこの時期には、ドイツ潜水艦によって防害されたスウェーデン鉄鉱石の対日輸出問題解決のため、スウェーデン政府と交渉中であり、ドイツ経済界との接触は決して拒絶すべきものではなかった。この面からもヴァーブルクとの次の接触において、高橋是清からの回答がドイツの欲する内容（利子支払問題を超えて何らかの日独接近への手がかりを示唆する内容）であることを前提とし、かつシェキプへの「勧告」が何らかのプラスの反応をもたらすことを前提として、さらに積極的外交を展開する意図があったと思われる。もとより内田の活動が基本的には大戦中の消極的な日本のヨーロッパ政策の枠外に出ることはなかった。まさに内田の態度は、その枠組の内部で新たな日本の結合関係の可能性を模索していた点において、中国における帝國主義的進出により孤立化の危険に直面しつつあった日本外交の一なる表現であったのである。だがしかし「勧告」への反応同様、日本政府からもたらされた高橋是清の回答はその内容においてもネガティブなものであった。³⁰ 直接の問題たる公債利子支払に関しては即刻の履行は不可能と回答され、さらにドイツ側の期待した日本からの単独講和の可能性を示唆する何らの手がかりも得られなかったのである。内田はこの九月一四日に発信されたヴァーブルクに対する電文の内容を、「勧告」への反応が出るのを待った上で九月一九日（又は二〇日）にヴァーブルクに通告した。ヴァーブルクのチンメルマンに対する報告は九月二〇日のことである。もとよりヴァーブルクの対日接近はすでに触れた如く続けて行われた。先の七月の会談で、大戦後再び日本はドイツ金融市場を必要とするであろうと言を強め、この面からも公債利子支払履行の必要性を説くヴァーブルクを日本側は拒否出来なかった。³² 九月の高橋是清回答がネガティブに出た後にもヴァーブルクは、ストックホルムのドイツ公使館付商務官である実弟フリッツと共に対日接触を推

進、表面上は金融業務に関しながら、本質的にはドイツの単独講和政策の中での対日接近を試みていた。内田日記一九一六年一月四日「午后四時 Dr. Warburg [= Fritz Warburg] 来訪ス。在独正金預金ニ関スル件並ニ平和条約ニ付談話アリ。」一月二五日「午后五時半 Dr. Warburg 来訪ス。」平和条約とは単独講和を指し、この二日の会談で日独単独講和が談じられたことは、ドイツ政府に提出されたフリッツ・ヴァーブルクの長文の覚書が示す通りである。⁽³³⁾

六

このようにして一九一五年九月二五日の「外相グレー宛公使ホワード報告に現われたトルコ単独講和問題」は、公使内田定槌が、ドイツの対日単独講和政策の展開過程で示した一つの対応の産物であったのである。即ちいまこれを要約するに、九月一三日の名譽領事リントベルクからの情報を基にトルコ公使シェキブとの接触において「単独講和ヲ勧告」し、ホワード、ネクリュドフ以下の協商側外交官と協調しつつ、「勧告」に対する反応がネガティブに出た後、七月一〇日接触の継続として、公債利子支払履行問題を媒介に九月一九日（又は二〇日）、ヴァーブルクに対して本国からの回答を伝達したのである。そしてこの国際政治過程において、独露・独日の新たな結合形態への条件形成の試みが不完全ながら現われているのが確認出来るのである。また、この過程が同時に、グレーをして——一九一五年三月の新たな結合関係の強化の後に——重ねて英露の結合形態の再確認を行わざるを得ない状況を形成したのであった。「トルコ単独講和問題」は崩れるべくして崩れたとは云え、そしてその限りに⁽³⁴⁾おいて、ここに現われた二個の関係、即ち独の対日対露と英の対露関係における新たな結合条件形成への動きが、それ自体国際政治過程に直接影響を及ぼす規定的要因とはなり得なかつたとは云え、こうした事例においてすら現出している帝国主義列強の結合

形態の流動性への指向を否定することは出来ないであろう。小論はその具体的様相の一端を示そうとした一つの試みである。こうした少数の多数に対する帝国主義支配体制の結合形態の流動性は、またその脆弱性の逆の表現である。ここに多数の少数に対する反帝国主義運動の主体的条件形成の一つの契機が認められよう。

注

- (1) Howard to Grey, Stockholm, September 16th, 1915, tel. No. 1130, secret, *Public Record Office, London, F. O. 371, 1915, Turkey. War 2491 (132405)*. 史料一参照。以下のファイルを *F. O. 371, 1915, 2491* と略す。) (*F. O. 371* に属する *1915 Sweden/ Switzerland 2473; 1915 Scandinavia. War 2459; 1915 Russia. War 2456; 1915 Turkey 2480; 1915 Japan 2386-2391* は「ホワード報告」をみいだすに重要な前提となる史料である。後の駐米大使たるホワードには次の回想録がある。 *Esmé William Howard (Lord Howard of Penrith), Theatre of Life. Life Seen From the Stalls, 1903-1936*, Boston 1936. ポンド Dexter Perkins, *The Department of States and American Public Opinion*, in: *Gordon A. Craig and Felix Gilbert, ed., The Diplomats 1919-1939*, Princeton, N. J. 1953, p. 282-308 を参照されたい。
- (2) トルコとトルコをめぐる第一次世界大戦の帝国主義を総括的に論じたモノグラフィーはなお書かれていない。この小節で要約される諸問題に関しとりあえず次の文献を挙げるに止める。江口朴郎「ドイツ帝国とトルコ」(一九三八)『江口朴郎著作集』第二卷『帝国主義とロシア革命』(西川正雄編)青木書店、一九七五刊、一一四—一二二頁。同「第一次世界大戦におけるイギリスの中東政策——アジア・トルコ分割に関するサイクス・ピコ条約についての覚書」

- 英修道・入江啓四郎監修『中東アフリカの国際関係の推移』(「アジア・アフリカ国際関係史叢書」3) 叢南堂、一九六七刊、九一一—〇五頁。三木亘「西アジアにおける民族主義」『岩波講座世界歴史23 近代10 帝国主義の時代II』岩波書店、一九六九刊、一三七—一六八頁。護雅夫編『トルコの社会と経済』アジア経済研究所、一九七一年刊、二九—八一頁。岩永博『中東現代史』紀伊国屋書店、一九七一年刊、七三—八二頁。とくにドイツのトルコ政策については古くは Carl Mühlmann, *Deutschland und die Türkei 1913-1914, Berlin 1929*; ders., *Das deutsch-türkisch Waffenbündnis im Weltkrieg 1914-1918*, Leipzig 1940. があすが重要なのは Lothar Rathmann, *Stöbrichtung Nahost 1914-1918. Zur Expansionspolitik des deutschen Imperialismus im I. Weltkrieg*, Berlin-Ost 1963 である。最近の研究には Ulrich Trumppener, *Germany and the Ottoman Empire, 1914-1918*, Princeton, N. J. 1968, p.21-61, 140-166; Frank G. Weber, *Eagles on the Crescent. Germany, Austria, and the Diplomacy of the Turkish Alliance, 1914-1918*, Ithaca 1970, p.59-105. がある。そのほかに *Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft*, Jg. 1, H. 4: *Imperialismus im Nahen und Mittleren Osten*, Göttingen 1975 に所収の諸論文 Alexander Schölich, *Wirtschaftliche Durchdringung und politische Kontrolle durch die europäischen Mächte im Osmanischen Reich* (Konstantinopel, Kairo, Tunis); Hentut Mejer, *Die Bagdadbahn als Instrument deutschen wirtschaftlichen Einflusses im Osmanischen Reich*; Linda Schatkowski-Schlicher, *Ein Modellfall indirekter wirtschaftlicher Durchdringung. Das Beispiel Syrien*; Paul Luft, *Strategische Interessen und Anleihenpolitik Rußlands in Iran* は中近東の帝国主義に関する西ドイツにおける最新の研究動向を代表するものである。秘密協定には Jacob Coleman Hurewitz, *Diplomacy in the Near and Middle East. A Documentary Record, 1535-1956*, 2 vols., Princeton, N. J. 1956, vol. 1, p.1-2, 7-11. 邦訳

史料として『中東国際関係資料集』I 外務省中近東アフリカ局 一九七二刊がある(資料5参照)。一九一五年の戦局については Cyril Bentham Falls, *The First World War*, London 1960, p. 84-146; Basil Henry Liddell Hart, *History of the First World War* (1930), London 1970, p. 211-268 (上村達雄訳『第一次世界大戦』フジ出版社一九七六刊)を参照されたい。

- (3) 拙稿「ドイツの戦争目的政策における所謂ストックホルム交渉について」『西洋史学』一〇一号、一九七六刊、一七頁註5参照。いま内田定槌(一八六五—一九四二)に関し略記するに、福岡県小倉出身、明治二二年東京帝国大学法科大学卒業、同年外務省試補、上海と京城の領事を経て明治二五年ニューヨーク領事、三五年総領事、明治三九年リオデジャネイロ弁理公使、四〇年特命全権公使、明治四五年ストックホルム公使クリスチャニア(オスロ)公使兼任、大正六年コペンハーゲン公使兼任、大正七年帰国、大正九年トルコへ出張、一二年特命全権大使、同年七月まで在任、同七月外務省を辞す。関係する『外務省記録』には『講和前提及休戦、独逸ノ日露兩國ニ対スル講和内提議ニ関スル件』回想録には『内田定槌氏述□在勤各地ニ於ケル主要事件ノ回顧』中の「四、瑞典国在勤当時」(日本外務省蔵、未公開、「押収文書マイクロフィルム」では S. 12. 2. 1. 0-1. 168~171。 公刊史料には『日本外交文書』大正五年第三冊(一九六七刊)がある。また残された日記(東京都渋谷区内田家蔵)は重要である(後出)。なお退官後は外交評論家として『外交事報』に寄稿している。

- (4) Grey to Buchanan, London, September 17th, 1915, 3.15 p.m., tel. No. 2139, F. O. 371. 1915, 2491。 史料II参照。
 ブキャナンへの回想録は George Buchanan, *My Mission to Russia and Other Diplomatic Memories*, 2 vols., London 1923 (dt.: *Meine Mission in Russland*, Berlin 1926)。

- (15) Maurice Paleologue, *La Russie des Tsars pendant la Grande Guerre*, 2 tomes, Paris 1921-1922 (dt.: *Am Zarenhof während des Weltkrieges. Tagebücher und Betrachtungen*, 2 Bde., 2. Aufl. München 1926).
- (16) 古くは Gunther Frantz, *Friedensführer bis Ende 1915*. □ Ein Beitrag nach russischen Quellen, *Berliner Monatshefte*, Jg. 11, 1933, S. 581-599; Rudolf Stadelmann, *Friedensversuche im ersten Jahre des Weltkrieges, Historische Zeitschrift*, Bd. 156, 1937, S. 485-545 があるが、現在重要なのはフィッシャー論争の契機をなす次の諸研究に注意。 Fritz Fischer, *Deutsche Kriegsziele. Revolutionierung und Separatfrieden im Osten 1914-1918*, *HZ* 188, 1959, S. 249-310, auch Ernst W. Graf Lynar, Hg., *Deutsche Kriegsziele 1914-1918*, Frankfurt/M. 1964, S. 18-83; ders., *Griff nach der Weltmacht. Die Kriegszielpolitik des kaiserlichen Deutschland 1914-1918*, Düsseldorf 1961, 3. Aufl. 1964; Egmont Zechlin, *Friedensbestrebungen und Revolutionierungsversuche. Deutsche Bemühungen zur Ausschaltung Rußlands im Ersten Weltkrieg, Aus Politik und Zeitgeschichte*, B20, 1961, S. 269-288, B24, 1961, S. 325-337, B25, 1961, S. 341-367, B20, 1963, S. 3-54, B22, 1963, S. 3-47.
- 前者フィッシャーの第二の文献にはその縮小版があり村瀬興雄監訳『世界帝国への道—ドイツの挑戦一九一四—一九一八年』I、岩波書店一九七二刊はその前半部分の邦訳である。
- (7) Fischer, *Deutsche Kriegsziele*; ders., *Griff nach der Weltmacht*; Zechlin, *Friedensbestrebungen und Revolutionierungsversuche* を参照された。
- (8) Grey to Bertie, London, September 17th, 1915, 3. p.m., tel. No. 2049. *F. O. 371, 1915, 2491*.
- (9) Minutes (132405), *Special distribution, ibid*.

- (10) Howard to Grey, D. Stockholm, September 17th, 1915, 8.55 p.m., R.11.15 p.m. am September 18th, tel. No. 1141, secret, *ibid.*
- (11) Howard to Grey, D. September 18th, 1915, 8.5 p.m., R.11.50 p.m., tel. No.1147, confidential, *ibid.*
- (12) Bertie to Grey, D. September 18th, 1915, 8.40 p.m., R.11.15 p.m., tel. No.669, *ibid.* これに対するフランス関係文書はフランス外務省文書館における前回の調査(一九一八年)でみいだすことができなかった。その際閲覧することのできた文書ファイルは次の通りである。Archives diplomatiques, Ministère des Affaires étrangères, Paris, Nouvelle série Japon (1896-1917), vol. N.S. 9, 11, 15, 22, 74; Nouvelle série-Chine (1896-1917), vol. N.S. 187, 188, 189, 190. 但し現在公開文書ファイルの年次がくり下がっているのこの問題について新史料がみいだされることは考えられる。
- (13) Nekjudow an Sasonow, Stockholm, 17. / 4. September 1915, Tel. No.335, Die Internationalen Beziehungen im Zeitalter des Imperialismus. Dokumente aus den Archiven der Zarischen und der Prouisrischen Regierung, hg. von der Kommission beim Zentralexekutivkomitee der Sowjetregierung unter dem Vorsitz von M. N. Pokrowski. Deutsche Ausgabe, hg. von Otto Hoetzsch, Reihe 2: Vom Kriegsausbruch bis Herbst 1915, Bd. 8 / ii, Berlin 1936, S. 667 Nr. 723. 以下この文書集は *IB Bd. 8/ii* と略記する。なおこの文書集については次を参照されたい。三宅正樹「ロシヤ外務省外交文書集とポクロフスキー——独訳版と邦訳版をめぐる考察——」『神奈川大学人文学研究所報』五号、一九七一年刊、七三——一四頁。ネクリュドフの回想録はフランス語版がオリジナルなものであるが参照し得たのはその英訳版である。Anatoly V. Nekjudow, *Diplomatic Reminiscences before and during the World War, 1911-1917*, 2.ed., London 1920. とくにホワードと内田については二七五——二七六頁を参照されたい。

- (14) Nekijudow an Sasonow, Stockholm, 17./4. September 1915, Tel. Nr. 339, *IB Bd.8/ii*, S.668, Nr. 724.
- (15) 三宅正樹「第一次世界大戦における日独関係と日露関係——日独ストックホルム交渉と対露武器供与問題——」『國際政治』38 平和と戦争の研究II 有斐閣一九六九刊、一二五—一二六頁。
- (16) 前注14参照。
- (17) *IB Bd.8/ii*, S. 668, Ann.2.(Nekijudow an Sasonow, 18./5. September 1915, Tel. Nr.341)
- (18) Buchanan to Grey, D.September 18th, 1915, 9.p.m., R.10.10 p.m. am September 19th, tel.No.1367, *F. O. 371, 1915, 2491.* なおこの電信はロンドンの傍受するところとなりてなつた。Buchanan an Grey, 18. September 1915, TelNr.1367, *IB Bd.8/ii*, Nr. 727.
- (19) Grey to Bertie (No.2164) / Buchanan (No.2165), September 20th, 1915, 4.25 p.m. (Grey to Howard, No.1287), *F. O. 371, 1915, 2491.*
- (20) 以下内田日記からの引用は全て内田家蔵内田定槌日記による。()内の部分は筆者(早島)の補充又は補注である。
- (21) さし当りは前掲三宅論文「日独関係と日露関係」一〇八—一〇頁を参照されたい。
- (22) 前掲拙稿一三頁参照。
- (23) 前掲拙稿一一頁参照。
- (24) Max M. Warburg, *Aus meinen Aufzeichnungen. Als Privatdruck erschienen, copyright bei Eric M. Warburg, New York 1972, 691. Exemplar, Universitätsbibliothek Bonn, S.19.* 上塚司編『高橋是清自伝』(一九三六)中公文庫

上二二卷、中央公論社一九七六刊、下巻二〇三—二〇六頁、二四六—二五〇頁。さらにヴァーブルク銀行については次を参照された。Alfred Vaags, M. M. Warburg & Co. Ein Bankhaus in der deutschen Weltpolitik 1905-1933.

Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd.45, 1958, S.289-388; Eduard Rosenbaum, M. M. Warburg & Co. Merchant Bankers of Hamburg. A Survey of the First 140 Years, 1789 to 1938, *Publications of the Leo Baeck Institute Year Book VII*, 1962, p.121-149.

(25) Warburg, *Aus meinen Aufzeichnungen*, S.19-20.

(26) Max M. Warburg an Jacob Schiff (via Kuhn, Loeb & Co., New York), (Hamburg, 12.) August 1914, *Politisches Archiv des Auswärtigen Amts, Bonn, Großes Hauptquartier (67) Nr.14(1914/16): Haltung Japans. Frage Kautschou*. 史料Ⅲ参照。以下西独外務省文書館は PA AA Bonn と略記する。

(27) Max M. Warburg an Unterstaatssekretär Zimmermann, Stockholm, 10. Juli 1915, ganz vertraulich, PA AA Bonn, *Japan 3. Finanzen*. 史料Ⅳ参照。やむじ Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, S.229-257 はそのメイン側の背景を明らかにしているのて有益である。

(28) 前掲拙稿一二—一八頁参照。

(29) 前掲拙稿九—一〇頁参照。

(30) Max M. Warburg an Zimmermann, Hamburg, 20. September 1915, PA AA Bonn, *Japan 3. Finanzen*. 但し「回答」に関する内田宛訓令その他関係文書は『外務省記録』にみいだすことができなかった。

(31) 前注三〇参照。

(32) 前注二七参照。

(33) Aufzeichnung Fritz Warburgs vom 16. Januar 1916 (Stockholm), PA 44 Bonn, Deutschland 132: Die Beziehungen zu Japan, Bd. 10 geheim. 史料V参照。なお前掲拙稿一一頁の「フェーリックス・ヴァーブルク」は「フリッツ・ヴァーブルク」の lapsus calami である。(二)に訂正したい。

- (34) なお、この「トルコ単独講和問題」の後(十一月)シェキブは突然本国に召還された。Howard to Grey, November 19th, 1915, tel. No. 1623, P. O. 371, 1915, 2491; November 20th, 1915, tel. No. 1633, ibid. 「内田日記」十一月二日、一三日、一七日、一八日の項。「日記」に現れた内田・シェキブ会談の最後は次の通り。十一月七日「午後三時頃土耳其公使来訪ス。大隈総理が日本ハ回教徒ノ反乱ヲ取締ルベシト述べタル件ニ付尋ネ来ル。其他土耳其ト独唄及埃坂遠征(?)」鉄道ノ件ニ付卒然談アリ。この会談内容については内田発外相石井宛十一月七日電報一〇二号「外務省記録、欧州戦争ニ関スル情報、在外交使館ノ部」参照。シェキブの召還が「トルコ単独講和問題」に関連あるか否かは不明であるが、恐らくはその為と思れる。
- (35) これに関して日米帝国主義協調対立過程における日墨関係を扱った興味深い考察に次のものがあるので挙げておきたい。国本伊代「メキシコ革命と日本(一九一三—一九一四)——安達公使とウェルタ政権——『歴史学研究』四三四号一九七六、一—一四頁。

なお、後掲史料I—Vを参照されたい。史料における〔 〕の部分(筆者(早島)が補ったものである。

(一九七六・九・五脱稿)

史料 I (注 1 参照)

Howard to Grey – (Received September 16.)

(No. 1130. Secret.)

(Telegraphic.)

Stockholm, September 15, 1915.

MY Japanese colleague informed me to-day that Turkish Minister here Chekib Bey, with whom he is on good terms, confided to him that he was very depressed about future of his country, as whichever side won in the war fate of Turkey seemed equally hopeless. Japanese Minister agreed, and stated as his opinion that the only thing that could save Turkey now would be to make separate peace with Allied Powers. Turkish Minister, who has for a long time back expressed himself in favour of peace, said that this was also his opinion, and he asked the Japanese Minister to approach me with a view to finding out whether Allied Governments would entertain any proposal in this direction. Japanese Minister asked him whether he could pass on any message in this sense. He said that he personally could not, but that Turkish Ambassador at Berlin was a great personal friend of his, and that it might be done through him. If he knew any proposal for a separate peace was likely to be entertained, he would communicate with his Excellency and, if necessary, go to Berlin to see him on the subject. Japanese Minister asked me whether I would take any action in the matter.

I said I should of course report this conversation to you, and that he might tell Turkish Minister that I had done so, but that I could not say any more. In the meantime there would be no harm in Turkish Minister communicating with Turkish Ambassador in Berlin with a view to discovering what he would or could do in case Allies were inclined to discuss terms; but it would have to be quite clearly understood that any proposal must come in the first instance from Turkey. I asked Japanese Minister to inform other representatives of Allied Powers of Turkish Minister's suggestion, and I have myself informed my French colleague, and will also inform Russian and Italian Ministers.

I do not understand from Japanese Minister that Turkish Minister's suggestion can be considered as anything but personal; but I believe that he has never been in sympathy with the Young Turks, and it is just possible that party in Constantinople which is hostile to them may be using him as an agent.

I should be glad to know in due course what replay I may give Japanese Minister. (Repeated to Petrograd.)

史料Ⅱ（注4参照）

Gray to Buchanan, Foreign Office, September 17, 1915, 3.15 p.m.

No. 2139

Mr. Howard's No. 1130.

You should ascertain views of Minister for Foreign Affairs. Minister for Foreign Affairs will understand that Mr. Howard is unaware of engagements to Russia about Constantinople and Straits which have been kept secret between Russia, France and ourselves, and that I am not suggesting any negotiations contrary to these engagements.

Repeated to Paris No. 2048.

史料Ⅲ（注26参照）

Max M. Warburg an Jacob Schiff, (Hamburg, 12.) August 1914

Kuhn, Loeb u. Co. New York für Jacob Schiff.

It is most important that Japan will remain neutral [.]. [Could] you use your influence in this way [?]. It could be [the] greatest blessing for the whole world. We are quite sure dass [sic] if Japan will keep neutral and England will declare that it will not fight in the far East [.]. Germany will do dassbe [sic] stop [sic] In this way war could be confined to Europe instead of spreading over the whole world stop [sic].

[We] [are] telegraphing this to you as German Government has asked me to do so.
American Ambassad or will try to work in the same way [.]

史料Ⅳ (注27参照)**Max M. Warburg an Unterstaatssekretär Zimmermann****Stockholm, 10. Juli 1915**

Durch Depeschenkasten!

Ganz vertraulich!

Sehr verehrter Herr Unterstaatssekretär!

Nach Rücksprache und in **Übereinstimmung** mit Herrn von Lucius nahm ich heute Veranlassung, den hiesigen japanischen Gesandten aufzusuchen. Ich erzählte ihm, dass meine Firma seinerzeit die erste gewesen sei, die japanische Obligationen in Deutschland eingeführt habe. Das erste Anleihe-Geschäft wäre damals in Gemeinschaft mit den Engländern und Amerikanern gemacht worden, das zweite Mal sei dann noch die Deutsch-Asiatische Bank hinzugetreten. Mein Besuch habe den ausdrücklichen Zweck, ihn zu bitten, Baron Takahashi zu schreiben, dass ich es für schlechte Politik hielte, wenn der letzte und nächste Kupon der japanischen Anleihe nicht bezahlt werden würde. Im Januar habe man den Kupon bezahlt, den letztfälligen dagegen aus mir unbekanntem Gründen nicht. Ich hätte Baron Takahashi als Freund Japans versprochen, ihn über alles zu unterrichten, was sein Land interessieren könne, und ich müsste sagen, dass, wenn Japan Wert darauf legt, später japanische Obligationen wieder in Deutschland unterzubringen, es einen sehr guten Eindruck machen würde, wenn Japan, im Gegensatz zu den sehr schlechten Gewohnheiten der übrigen, uns feindlichen Länder, auch in Kriegszeiten seine Kupons weiterbezahlt. Könnte man später auf diese Tatsache hinweisen, so würde Japans Kredit dadurch wesentlich verbessert werden. Nach meiner Auffassung brauche Japan in der Zukunft noch sehr viel Geld. Ich hätte zwar keine Ahnung, wie sich der deutsche Markt später japanischen Obligationen gegenüber verhalten werde, aber es könne Japan doch nicht passen, ausschliesslich auf England und Frankreich angewiesen zu sein; dass Japan in absehbarer Zeit kein Geld in Amerika bekommen würde, wäre doch sicher.

Der japanische Gesandte wusste ganz genau Bescheid. Er versprach mir, Baron Takahashi zu schreiben und sich Antwort zu erbitten. Der Brief braucht, wenn er über Sibirien geschickt wird, drei Wochen, so dass bei prompter Antwort immerhin sechs Wochen bis zwei Monate vergehen können, bis ich von Japan etwas höre. Ich wiederholte dem Gesandten, dass ich ihm lediglich aus Freundschaft diese Mitteilungen mache, und er fasste es auch so auf. Er sagte mir, er möchte sehr gern mehr schreiben, aber die Russen öffnen die Post, obgleich sie offiziell immer versprechen, dass sie es nicht tun, und sich auch immer entschuldigten, wenn sie es getan hätten. Es wäre

sehr schwer, vertrauliche Sachen auf diesem Wege zu schreiben. Ich antwortete ihm, dass er auch lediglich diese rein sachlichen Mitteilungen Baron Takahashi machen solle. Es würde mich allerdings interessieren, zu erfahren, wie sich Baron Takahashi die Zukunft des Landes mit Bezug auf Steuerkraft u.s.w. vorstelle.

Der Gesandte kam dann von selbst auf die allgemeine Lage zu sprechen und sagte folgendes:

Wir bedauern, dass Japan gezwungen wurde, gegen Deutschland zu kämpfen. Wir mussten aber unseren Vertrag halten. Wir haben immer alle Verträge gehalten, auch die der Haager Konferenz. Unser Krieg ist praktisch zu Ende, wenn wir in der Theorie auch nicht eher Frieden schliessen könne, als bis der allgemeine Krieg vorbei ist. Wir haben keine Verpflichtung, in Europa zu kämpfen, und wir werden es auch nicht tun.

Wir unterhielten uns dann über manche gemeinsame Bekannte. Er wird mir die letzte Statistik über die japanischen Finanzen schicken. Ich habe ausdrücklich betont, dass mein Besuch lediglich auf Fürsorge für Japan und im Interesse meiner Kundschaft, die noch japanische Obligationen besässe, erfolgt sei.

Der Gesandte erzählte mir noch, dass Baron Takahashi zur Opposition gehöre, allerdings in Finanzfragen und auch sonst sehr viel um Rat gefragt würde, was mir ja bekannt war.

Aus den Gesichtern der Jaapner lässt sich ja nicht viel lesen. Bei diesem Mann stehe ich allerdings unter dem Eindruck, dass er nicht zu den bedeutenden Japanern gehört, jedenfalls kann er nicht in einem Atemzuge mit Baron Takahashi genannt werden. Ich erwarte nicht, dass Baron Takahashi, namentlich unter Berücksichtigung der Gefahr, dass die Briefe geöffnet werden, mir viel schreiben wird. Immerhin habe ich auf diesem Wege die Fühlung mit ihm hergestellt, und will er mir etwas sagen, so hat er ja jetzt die Gelegenheit dazu.

Mit verbindlichen Grüßen

Max Warburg

Aufzeichnung Fritz Warburgs vom 16. Januar 1916 (Stockholm)

Im Anschluß an meine frühere Unterhaltung mit Herrn O [= Oushida = Uchida] habe ich demselben am Schluß meines diesmaligen Aufenthaltes in Stockholm die von ihm gewünschten Aufklärungen über die Beschlagnahme der Guthaben der Y.Sp.Bk [= Yokohama Specie Bank] an Hand der mir von Herrn Urbig [= Franz Urbig, Direktor der Disconto-Gesellschaft] gegebenen Erklärungen gegeben.

Im Anschluß daran habe ich dem Herrn auseinandergesetzt, in welcher Weise ich mir eine Kompensation seines Landes für die Wiedereinsetzung Deutschlands in den früheren Stand in Bezug auf das bekannte Territorium denken könnte. Herr O. zeigte volles Verständnis für den Wert der fraglichen Kompensationen, besonders derjenigen, welche erst in einer späteren Zukunft von praktischen Wert sein könnten. Immerhin erschienen ihm angesichts der außerordentlichen Schwierigkeiten für seine Regierung, das fragliche Territorium wieder herzugeben, die, Kompensationen kaum ausreichend. Ich gab jedoch anheim, die Frage der Kompensationen auf dortiger Seite zu studieren und von dort Vorschläge zu machen, deren Durchführbarkeit dann von uns zu prüfen wäre.

Unverkennbaren Eindruck machte auf Herrn O. der Gedanke einer Art Option seines Landes auf eine Wiederbefestigung des kommerziellen Hafens T[singtau], falls dies später von seiner Seite gewünscht werden sollte, worüber ein besonderer Geheimvertrag zu machen wäre.

Einen Artikel in der Frankfurter Zeitung vom 7. Januar, in welchem ein Artikel einer japanischen Zeitung "Chaigu Ympo" [= Chugai Nippo] wiedergegeben war, welcher in außerordentlich interessanter und klarer Weise die Bedeutung Deutschlands für die Zukunft hervorhebt, habe ich Herrn O. bei meiner letzten Unterhaltung, in welcher er mir die ihm behändigten Unterlagen betr. der Beschlagnahme der Guthaben der Y.Sp.Bk. wiedergab, in englischer Übersetzung zur Lektüre übergeben. Herr O. versicherte wiederholt, daß eine sehr große Partei in seinem Lande auf gute Beziehungen zu uns nach dem Krieg den größten Wert lege, und daß er gleichfalls mit Entschiedenheit diese Ansicht vertrete. Augenblicklich müßten wir ja aber noch offiziell Feinde sein, und eine Einleitung von Verhandlungen wäre auch auf Grund der bekannten Abmachungen unmöglich. Ich gab ihm trotzdem anheim, doch persönlich mit denjenigen Herren die dort sich speziell mit den Beziehungen zu Deutschland beschäftigen, die Möglichkeiten eines befriedigenden Friedensvertrages zu untersuchen. Ich habe immer wiederholt darauf hingewiesen, daß hierfür eine befriedigende Lösung der

K[iautschou]-Frage für uns von ausschlaggebender Bedeutung sei, und Herrn O. Persönlich diese Frage ans Herz gelegt.

Ich konnte bei der zweiten Unterhaltung, wo er unsere erste Unterhaltung rekapitulierte, mit Sicherheit konstatieren, daß er die von mir hervorgehobenen Gesichtspunkte absolut klar verstanden hatte, nämlich:

Fukien, Schifffahrt auf dem Yangtse-Kiang, Hang Jang Eisenwerke, allgemeine Verständigung in China, wohlwollende Neutralität im Fall [eines] Konflikt[s] mit England oder zw[ischen] Japan und Deutschland[.]

Er regte an Schluß noch die Shantung-Eisenbahn-Frage an, indem er fragte, ob wir die auch wieder haben wollten. Er meinte, wir müßten sie doch zurückkaufen, denn sie wären in den Vertrag Deutschlands mit China eingetreten. Ich erklärte, ohne mehr in der Sache informiert zu sein, schiene mir diese Auffassung merkwürdig, denn es handle sich ja gar nicht um Eigentum der d[utschen] Regierung sondern, soviel ich wüßte, um das Privateigentum einer Aktiengesellschaft, das nach dem Krieg derselben nach allgemeinen Rechtsbegriffen zurückgegeben werden müßte, wenn auch augenblicklich der Betrieb in den Händen der Eroberer wäre. Hierauf konnte Herr O. nicht viel erwidern und erklärte auch seinerseits, nicht ganz genau über die Sache informiert zu sein. Immerhin scheint mir, daß vielleicht durch Entschädigung für Rückgabe der Bahn an die Gesellschaft eine Lösung der ganzen K.-Frage erleichtert werden könnte.

Durch Weiterbeschäftigung mit der Shantung-Frage und Eingehen auf dieselbe konnte ich, falls gewünscht, Gelegenheit nehmen, nach einiger Zeit diese Unterhaltung mit Herrn O. fortzusetzen, doch glaube ich, daß es richtig wäre, mindestens etwas damit zu warten, da ich doch annehme, daß Herr O. die Frage schriftlich zu Hause aufnehmen wird, und dann frühestens innerhalb 8-12 Wochen eine Rückäußerung von dort vorliegen dürfte.

Stockholm, den 16. Januar 1916

Fritz